

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例（平成14年3月町田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第2条第2項第3号に該当する団体	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	団体名	区分	団体名
略	略	略	略
<u>第2条第2項第3号に該当する団体</u>	<u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u>		